

重要事項説明書

ゆうなぎ短期入所生活介護事業所（介護予防）

当事業所は利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事を次の通り説明します。

1. 事業所経営法人

法人名	社会福祉法人 山陰家庭学院
法人所在地	島根県松江市島根町大芦5707番地
代表者氏名	理事長 澤 真 吾
電話番号	0852-85-3603
FAX 番号	0852-85-3604
設立日	昭和27年5月10日
ホームページ	http://www.sanin-kateigakuin.jp/index.html

2. 利用事業所

事業所の名称	ゆうなぎ短期入所生活介護事業所（介護予防）
設置主体	社会福祉法人
事業所の種類	短期入所生活介護
介護保険指定番号	松江市令和2年4月1日指定・3271100160号 （介護予防）松江市令和2年4月1日指定・3271100160号
所在地	島根県松江市島根町大芦5707番地
施設長	若槻 大樹
電話番号	0852-85-3605
FAX 番号	0852-85-3610
開設年月日	平成7年4月1日
入所定員	20人
本体施設	介護老人福祉施設 ゆうなぎ苑 定員50人
目的	短期入所生活介護については、短期入所生活介護計画に基づき、要介護者又は要支援者状態（介護予防にあつては要支援状態）になった方の自立の可能性を最大限引き出す支援念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与により、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。
法的根拠	介護保険法 第八条の9 老人福祉法 第二〇条の三
運営方針	①利用者に対してサービスの提供方法等を理解しやすいように説明する。緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない等、利用者の立場に立った短期入所生活介護のサービス提供に努めていく。 ②短期入所生活介護（介護予防を含む）のサービス提供にあつては、関係市町村、居宅介護支援事業者その他地域の保健・医療・福祉サービス等との密接な関係を図りながら、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境をふまえて適切に行う。特に相当期間以上にわたり継続して利用する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び、そのものが日常生活を営む上で必要な援助を行う。 ③前項の規定に基づき提供した短期入所生活介護については、常にその質の評価を行い、その改善を図る。
サービス提供地域	松江市（美保関町、八束町、八雲町、東出雲町、宍道町を除く）

3. 居室の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	20	従来型個室
食堂	1	
機能訓練室	1	
浴室	1	一般浴槽、特殊浴槽
医務室	1	本体施設と共用
静養室	居室	

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 主な職員の配置状況・・・職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(本体施設と共有)

令和6年4月1日現在

職種	人数	常勤換算数	指定基準
管理者(施設長)	1	1	1
生活相談員(副施設長)	1	1	1人以上(常勤)
介護職員	23	21.2	介護職員・看護職員 23.3以上(常勤換算) 内 看護職員
看護職員	6	4.3	3以上(常勤換算) (内1人は常勤)
機能訓練指導員	1	1	1以上
介護支援専門員	1	1	1以上(常勤換算)
嘱託医	2 (内科医、歯科医)		必要数
栄養士	1	1	1以上

(2) 職務内容

職名	職務内容
管理者	施設運営に関する全てについて責任をもって管理します。
生活相談員	利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護職員	利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
看護職員	利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
介護支援専門員	利用者に係る短期入所者サービス計画(ケアプラン)を作成します。
管理栄養士	栄養、身体状況・嗜好を考慮した献立の作成をします。
機能訓練指導員	利用者の機能訓練を行います。

5. 登録施設及び資格者状況

(本体施設と共有)

登録施設・資格者	
特定行為事業者登録 島根県登録	321000025
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(不特定多数)指導者	
喀痰吸引 第1号第2号 (第3号)	
介護福祉士実習生受入施設(登録施設)	
介護福祉士	
ヘルパー2級・実務者研修終了者	
介護福祉士実習指導者修了者	
社会福祉士実習生受入施設(登録施設)	
社会福祉士	
社会福祉士実習指導者修了者	
介護支援専門員	
看護師	
准看護師	
作業療法士	
管理栄養士	
栄養士	
認知症介護実践研修	

6. 主な職種の勤務体制

職種	勤務時間
介護職	超早 6:30~15:30
	早出 7:00~16:00
	日勤 9:00~18:00
	遅出 10:00~19:00
	夜勤 16:30~10:30
看護職	早出 7:30~16:30
	遅出 10:00~19:00

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 当事業所が提供する基準介護サービス

【サービスの概要】

①居室の提供

②食事の提供および栄養管理

○当事業所では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

○利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。

食事時間 朝食 7:30~
 昼食 11:30~
 夕食 17:30~

(希望・体調等により食事時間の変更をさせていただきます)

③入浴

- 入浴又は清拭を週2回行います。
- 寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴します。

④排泄

- 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- 機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るため必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- 看護職員が、健康管理を行います。

かかりつけ医	氏名	内容	電話番号
緊急病院先	担当医	内容	電話番号

⑦口腔衛生の管理

- 口腔内の清潔を保ち、口腔機能の維持・向上のための援助をします。

⑧その他自立への支援

- 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

【利用料金（1日当たり）】

- ①入所に当たっての利用料金については、別紙（利用料金一覧表）にて説明し、同意をとらせていただきます。なお、介護報酬改定や加算等で変更があった場合も、別紙（利用料金一覧表）にて随時説明し、同意をとらせていただきます。

- ②当法人は社会福祉法人等利用者負担額軽減制度対象施設です。

(2) 当事業所が提供する基準介護外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

【サービスの概要と利用料金】

①特別な食事

- 利用者の希望に基づいた特別（基準介護サービス以外）な食事を提供します。
利用料金 要した費用の実費（例 店屋もの）

②理容・美容

- 理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。
利用料金 1回当たり2000円

③レクリエーション・クラブ活動費

行事

4月	花見	8月	七夕	12月	クリスマス忘年会
5月	遠足・花祭り	9月	敬老祝賀会	1月	初詣
6月		10月	遠足	2月	節分
7月	夕涼み会	11月	茶会・運動会	3月	のど自慢大会

クラブ活動 ～ 書道・園芸・音楽・手作り・レクリエーション

*利用料金：材料費等の実費

④日常生活上必要となる諸費用実費

- 利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担していただきます。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、利用月の翌月10日前後に郵送にて請求させていただき25日に指定口座より引き落としさせていただきます。領収書は引き落とし確認後、翌々月の10日前後に郵送させていただきます。

尚、引き落としにかかる手数料は利用者負担とさせていただきます。

(4) 利用中の医療について

緊急を要する場合は、かかりつけ医又は緊急病院先(搬送)までのお手伝いをいたしますが、基本は家族の方に受診等をしていただきます。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は以下の窓口までお申し出下さい。

①苦情受付窓口

担当	内容
苦情解決責任者	施設長 若槻大樹
苦情解決担当者	副施設長 村上貴久
受付時間	9時～17時(月曜～金曜)
電話番号	0852-85-3605
苦情受付箱	玄関ホールに設置

②第三者委員

氏名	電話番号
今岡 輝夫 (学識経験者)	0853-63-1526
岸田 和俊 (弁護士)	0852-20-6816

(2) 苦情・要望・の流れについて

○事業所の玄関ホールに提示しています。

また、重要事項説明書の最終ページに添付しております。

(3) 行政機関その他の苦情受付機関

①各市町村役場(保険者)

②島根県国民健康保険団体連合会 松江市学園1丁目7番14号

TEL 0852-21-2811 9時～17時(月曜～金曜)

9. サービス利用に当たっての留意事項

(1) 体調に変化があった場合は速やかに職員へお申し出ください。

(2) 居室および共有の設備は本来の用途に従って利用してください。

(3) サービスの利用中に危険と思われる行為があった場合は職員が助言または必要な指示をさせていただきます。

(4) 衣類について

①氏名がわかるようにしっかり記入してください。

②当事業所で洗濯をしますので洗濯しやすい服装にてお願いします。

*感染症拡大予防策として嘔吐・下痢等で汚れました衣類に関してはハイター消毒を行います。

色落ちなどが、懸念されますので衣類に関して洗濯できやすいものをお願いします。

(5) 食中毒予防のため、利用中の食品の持参等のご遠慮ください。持参される場合は、予め職員に連絡ください。

(6) 利用前にご利用者様・ご家族様共に健康チェックと体温測定をお願いします。

10. 緊急時の対応について

サービス利用中に事故又は症状の急変等、その他緊急事態が生じた場合は、速やかにかかりつけ医や医療機関並びに家族への連絡・受診等必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村・家族・利用者に係る関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12. 非常災害対策について

火災および自然災害等の非常災害に関する具体的な計画を作成するとともに想定される災害に係る避難訓練、その他必要な訓練を実施します。

13. 衛生管理について

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲料水について、その衛生管理に努めます。
- (2) 施設内において感染症または食中毒が発生、又は蔓延しないように必要な措置を講じます。

14. 業務継続計画

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

16. 個人情報について

利用者の個人情報については当施設の指針にのっとり、利用目的を主旨とし利用者又は家族の方との同意のもと取り扱うこととします。

※同意書を作成しております。

17. 提供するサービスの第三者評価について

実施状況 現在は、実施していない。

18. 虐待防止に関する事項について

利用者の人権を擁護し、虐待の発生又はその再発を防止するための必要な措置を講じます。

19. 身体拘束の取り組みについて

身体拘束については現行基準上、原則としては行ってはならないようになっていきます。例外的に行う場合においては、理由等の記録の義務があり本人又は、家族との同意書を取り交わすことになっております。

重要事項説明日 令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ゆうなぎ短期入所生活介護事業所（介護予防）

説明者 職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

同意者 氏名

印

利用者との続柄（ ）